

令和 年 月 日

「指定通所介護」（デイサービス）重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（事業者番号） 1 0 7 3 1 0 0 6 7 7

当事業所は契約者に対して指定介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 事故発生の対応・苦情の受付

1. 事業者

- | | |
|----------|-------------------------|
| （１）法人名 | 社会福祉法人 千代の会 |
| （２）法人所在地 | 群馬県邑楽郡千代田町瀬戸井 3 8 6 |
| （３）電話番号 | 0 2 7 6 - 8 6 - 5 0 1 1 |
| （４）代表者氏名 | 理事長 飯塚 生 |
| （５）設立年月 | 平成 1 7 年 9 月 2 0 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------|---|
| （１）事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成 1 8 年 8 月 1 日指定
群馬県 1 0 7 3 1 0 0 6 7 7 号指定 |
|-----------|---|

※当事業所は特別養護老人ホームみどりの風に併設されています。

- | | |
|-----------|---|
| （２）事業所の目的 | 必要な日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかります。 |
| （３）事業所の名称 | デイサービスセンターみどりの風 |

- (4) 事業所の所在地 群馬県邑楽郡千代田町瀬戸井 3 8 6
 (5) 電話番号 0 2 7 6 - 8 6 - 5 0 1 1
 (6) 管理者 村上 実
 (7) 開設年月 平成 1 8 年 8 月 1 日
 (8) 利用定員 2 5 人

3. 事業実施地域及び営業時間

実施地域：千代田町、館林市、太田市、明和町、大泉町、邑楽町、板倉町、羽生市、
 行田市

営業時間：午前 08 時 30 分～午後 05 時 30 分

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 管理者	1 名
2. 介護職員	3 名
介護職員（非常勤）	1 名
3. 相談員	1 名
相談員（兼務）	1 名
4. 看護職員	1 名
看護職員（兼務）	1 名
5. 機能訓練指導員（兼務）	1 名

<主な職員の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8:30~17:30
2. 看護職員	勤務時間 8:30~17:30
3. 機能訓練指導員	勤務時間 8:30~17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 |
|--|

(1) 介護保険の給付の対象になるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割又は8割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- ・ 入浴または部分浴清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・ 契約者の排泄の介助を行います。

③ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、契約者の心身等に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

<サービス利用料金（1回あたり）>

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

別紙 <利用料金表>

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請をおこなうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供（食材料費及び調理費）

契約者に提供する食事の材料にかかる費用及び調理にかかる費用です。

昼食費 680円

夕食費 570円

②レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)(2)の料金・費用のお支払いは、次の方法から選択してください。

① 窓口での現金支払い・・・みどりの風事務所窓口までお越しください。

窓口は、8時30分から午後5時までとなっております。この他の時間にお越しいただいてもお取り扱いできませんのでご注意ください。

② 指定金融機関口座へのお振込み

③ 口座引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出ていただきます。

○取消し料は現在いただいておりませんが、事前のご連絡をお願いしております。

○サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 事故・苦情の対応について

(1) 事故発生の対応について

利用者の対する指定通所介護又は指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者の等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(2) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の担当者が受け付けます。

○苦情受付窓口

【担当】 生活相談員 川 田 智 之

電話番号 0276-86-5011

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：30

(3) 行政機関その他苦情受付機関(住まいの市町村)

国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町 335-8 電話番号 027-290-1323 FAX 027-255-5077 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30~17:30
千代田町役場 福祉課 (介護保険)	所在地 邑楽郡千代田町赤岩 1895-1 電話番号 0276-86-2111 FAX 0276-86-4591
群馬県社会福祉協議会 運営適正委員会	所在地 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内 電話番号 027-255-6669 FAX 027-255-6173

7. 第三者評価実施状況について

当事業所は第三者評価機関による評価を実施しておりません。

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業所名> デイサービスセンターみどりの風

<住所> 〒370-0727
群馬県邑楽郡千代田町瀬戸井386

<説明者> 川田 智之 印

私は、契約書および本書面により、事業所から通所介護サービスについての重要事項の説明を受けて了解・同意の上、受領いたしました。

令和 年 月 日

<契約者>
住所

TEL

氏名 印

<代理人>
住所

TEL

本人との関係（ ）

氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1.職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

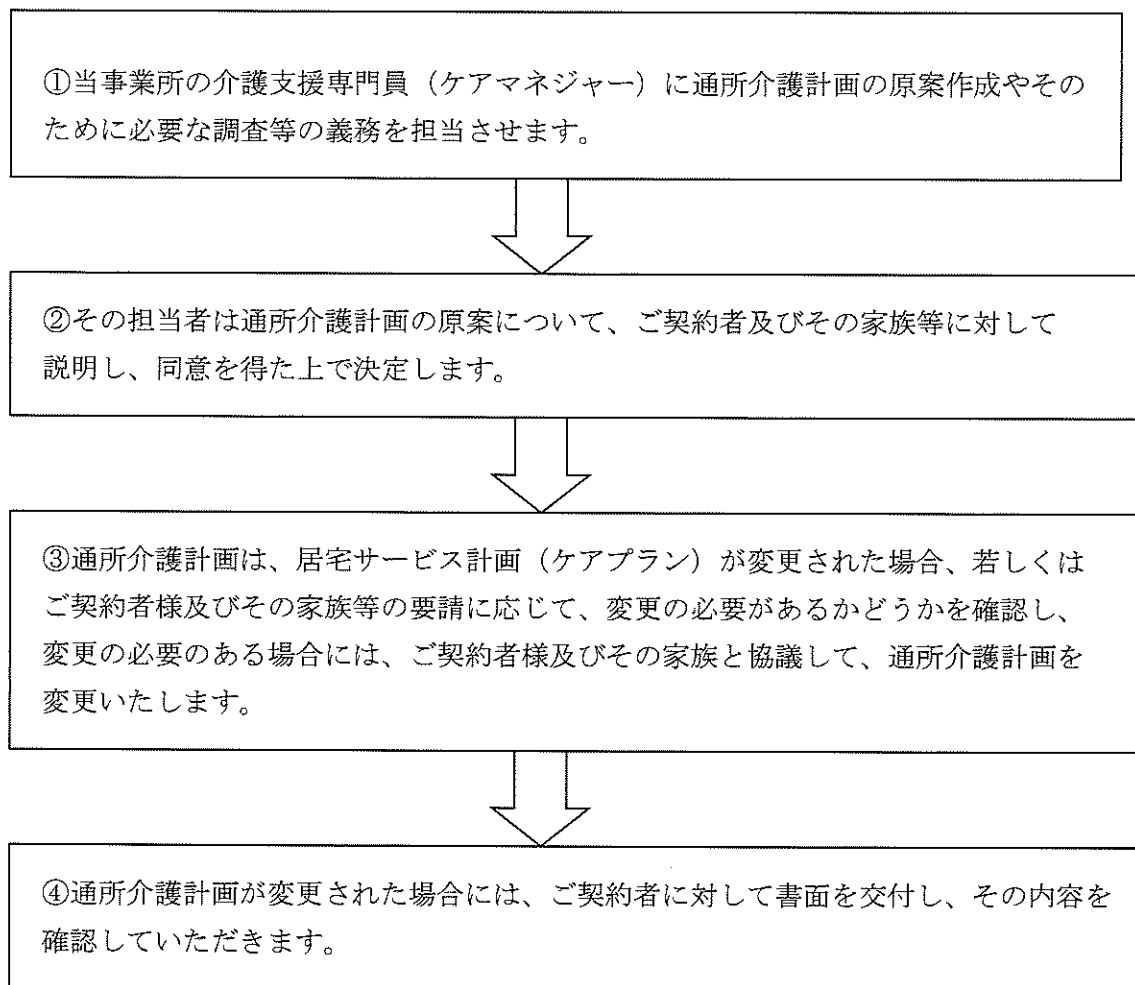
1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご契約者様の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

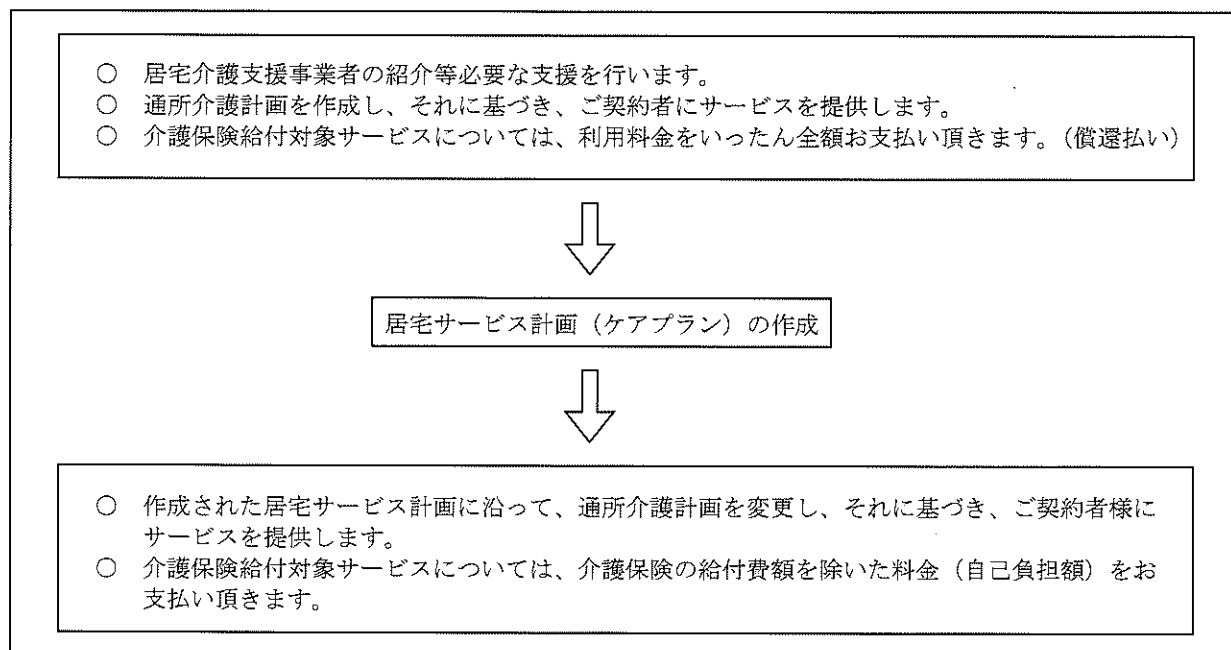
2.契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

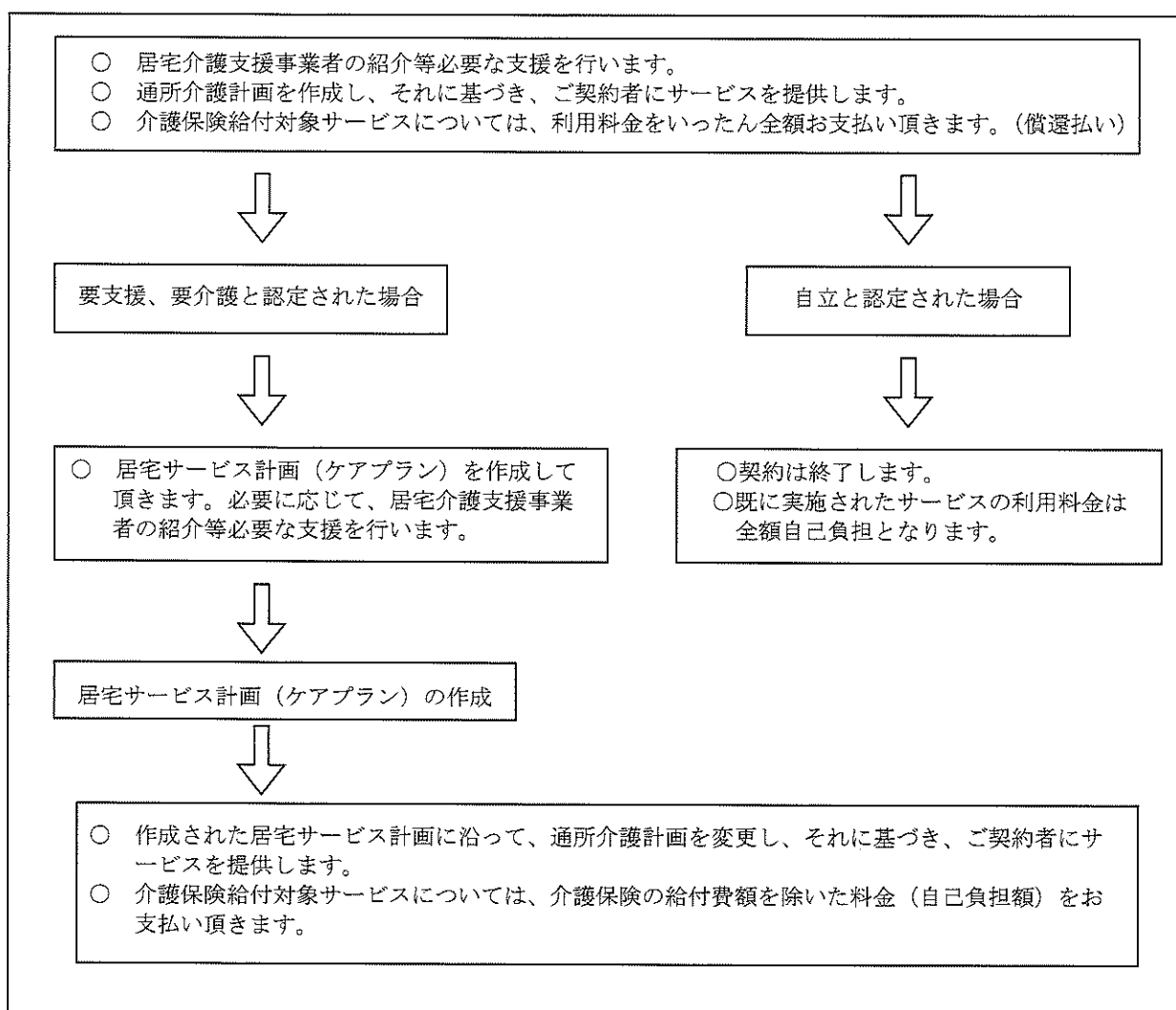


(2) ご契約者に関わる「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務（契約書 第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、被写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービス利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、敷地、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合もあります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又は止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご契約者からの解約・解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することが出来ます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約書の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合若しくは傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。